

## 臓器移植の環境整備についての意見書

臓器移植は、薬剤や機械では回復が困難な臓器の機能低下を、臓器の移植によって回復させる医療であり、その普及により多くの患者の命が救われている。

我が国においては、臓器の移植に関する法律が平成9年に制定されたことによって、脳死した者からの臓器の提供が可能となり、また、平成22年の同法の改正により、家族の承諾による臓器の提供や、15歳未満の者の臓器の提供も可能となったが、国内の臓器提供者（ドナー）の数や脳死したドナーから臓器が摘出できる施設（提供施設）は少なく、臓器の提供数が必要とされる数より少ない状況が続いている。

さらに、臓器移植はそれぞれの国内の体制の下で実施することが国際的な原則となっているが、臓器提供数の不足から、日本人が移植のために渡航するケースも生じているのが現状である。

よって、国におかれては、より多くの人々が国内で臓器移植を受けられる環境を整備するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 広く国民が臓器移植の必要性やその仕組みについての理解を深め、一人でも多くの人の臓器提供に関する意思表示につながるよう、普及・啓発活動に取り組むこと
  - 2 提供施設が増加するよう、マニュアルの整備や研修会の開催など提供施設としての運営体制の整備を支援するとともに、医師等の負担軽減を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日

殿

愛知県議会議長

中野治美

(提出先)

衆議院議長  
内閣総理大臣

参議院議長  
厚生労働大臣